

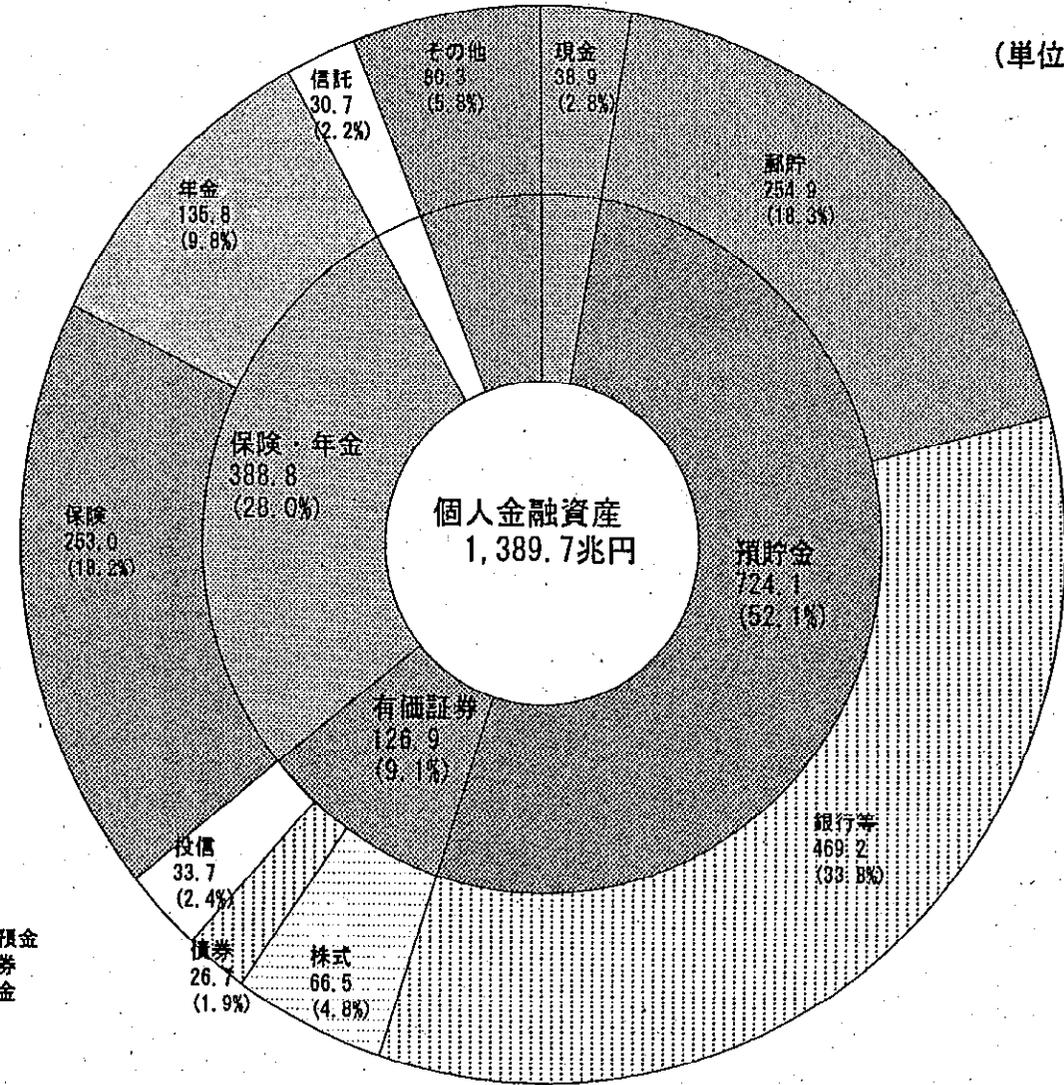
# 參考資料

# 目 次

・ 個人金融資産の運用先(2000年12月末(速報))	1
・ 個人の株式残高及び金融資産に占める割合	2
・ 日経平均株価(月平均)の推移と株式市場に係る税制上の措置	3
・ 日米の配当状況比較	4
・ 所有者別持株比率の推移	5
・ 投資部門別株式売買比率(委託売買・株数ベース)の推移(三市場計)	6
・ 各種の資産と課税関係	7
・ 利子課税制度の概要・少額貯蓄非課税制度等の概要	8
・ 配当課税制度の概要	9
・ 株式等譲渡益課税制度の概要	10
・ 主要国における利子、配当、キャピタルゲイン課税	11
・ 株式譲渡益課税の国際比較	12
・ 主要国の配当に係る負担調整に関する仕組み	13
・ ドイツの株式市場と税制	14
・ ドイツの株価指数の推移	15
・ ドイツにおける株式投資について	16
・ 租税負担率の内訳の国際比較(国税+地方税)	17
・ 給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較	18
・ 所得税・個人住民税の実行税率の国際比較(夫婦子2人の給与所得者)	19

個人金融資産の運用先(2000年12月末(速報))

(単位:兆円)



(注) 銀行等:流動性預金+定期性預金(除く郵貯)+繰渡性預金+外貨預金  
 債券:国債+地方債+政府関係機関債+金融債+事業債+担当証券  
 その他:株式を除く出資金+金融派生商品+預け金+未収・未払金  
 +対外証券投資+その他

(備考) 日本銀行「資金循環勘定」より作成

## 個人の株式残高及び金融資産に占める割合

	1984年末		1989年末		1994年末		1999年末	
	残高	割合	残高	割合	残高	割合	残高	割合
日 本	44,990	8.4%	124,154	13.8%	66,448	5.5%	91,982	6.4%
アメリカ	13,436	15.6%	22,051	16.2%	30,474	15.9%	85,425	24.2%
ドイツ	367	1.9%	777	2.9%	3,337	6.8%	8,957	12.7%

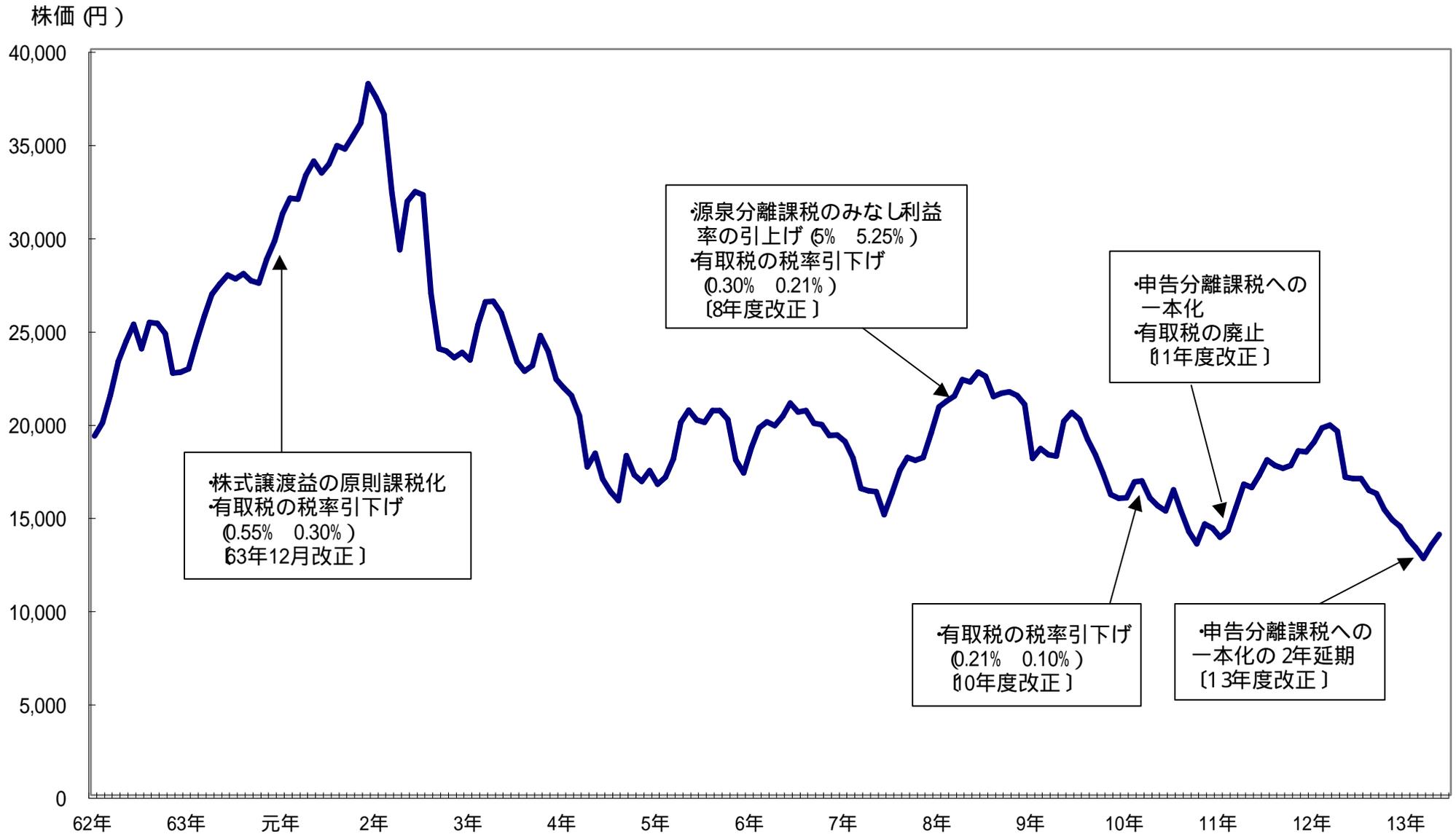
(備考) 日本銀行「国際比較統計」より作成

(注) 1. 統計の見直しにより1989年末以前の計数と1994年末以降の計数は不連続である(1994年末の日本の計数は年度末のものである。 )。

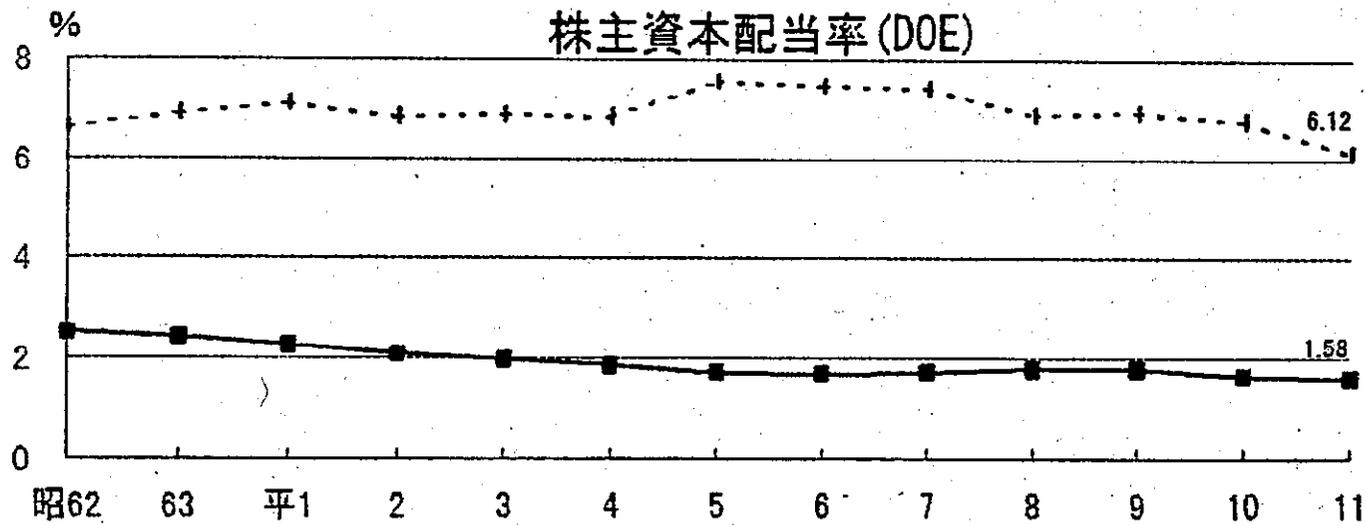
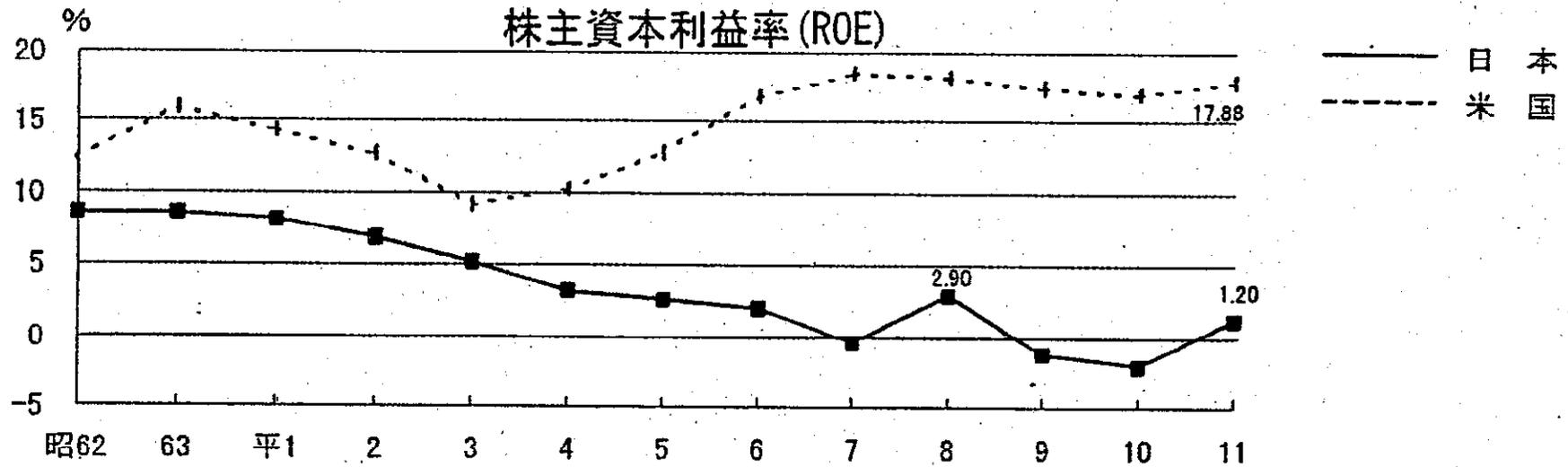
2. ドイツについては、1984年末及び1989年末は旧西ドイツベースの計数である。

3. 単位は日本：十億円、アメリカ：億ドル、ドイツ：億マルクである。

# 日経平均株価(月平均)の推移と株式市場に係る税制上の措置

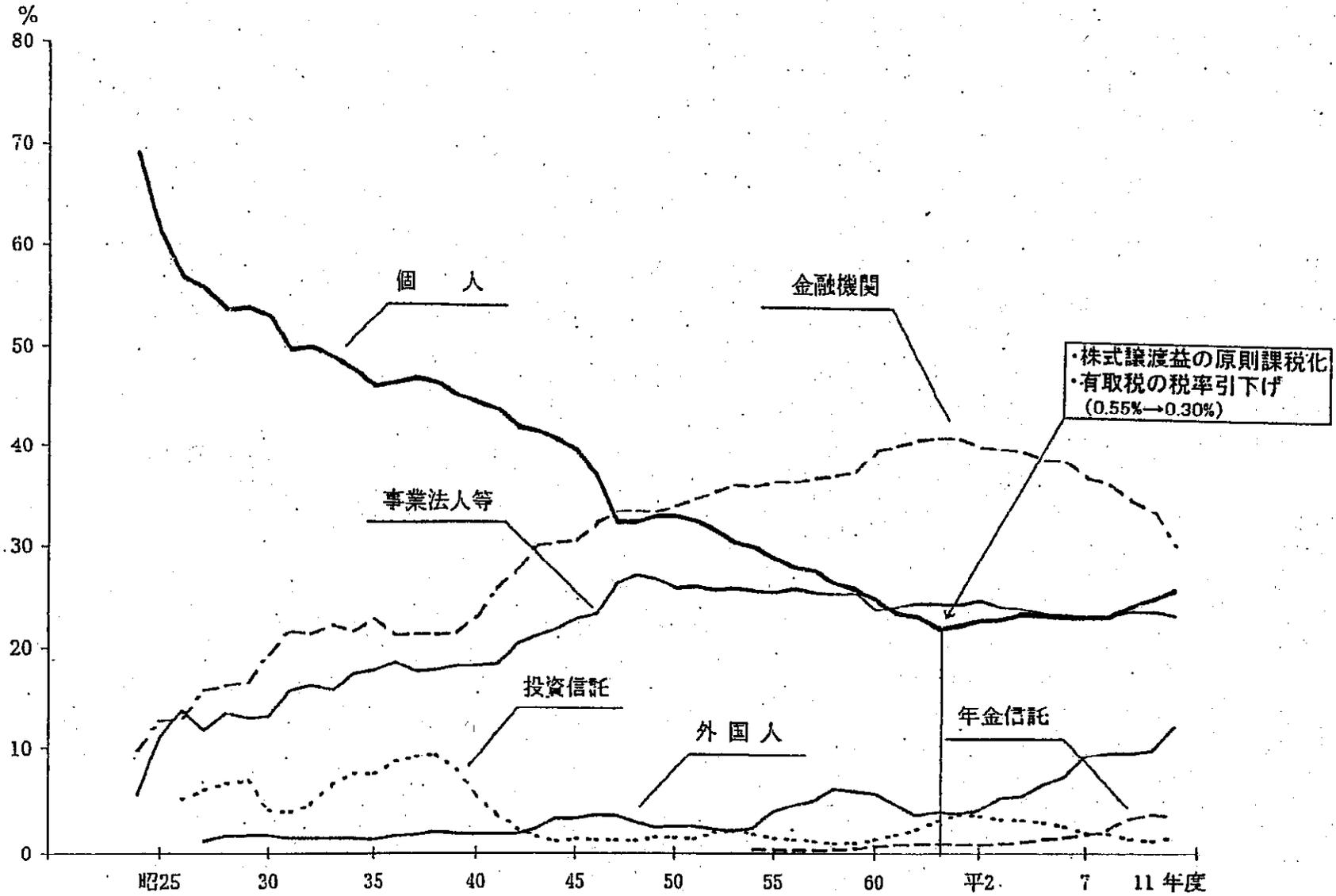


# 日米の配当状況比較



(備考) 全国証券取引所協議会「平成11年度 企業業績及び配当の状況」により作成。

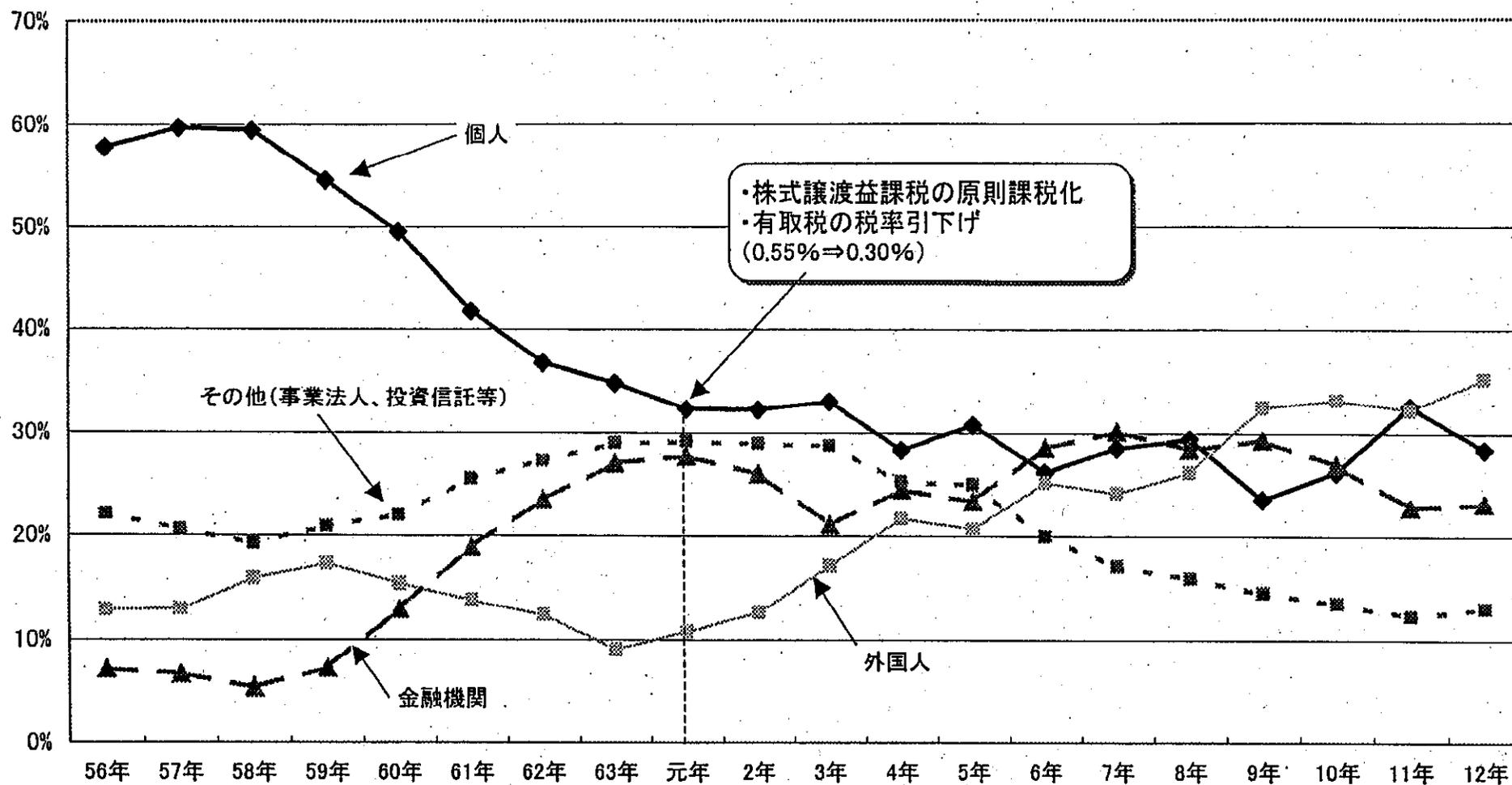
# 所有者別持株比率の推移



(注) 1. 昭和60年度以降は、単位数ベース。  
 2. 金融機関は投資信託、年金信託を除く(ただし、昭和53年度以前については、年金信託を含む)。

(備考) 「平成11年度株式分布調査(全国証券取引所協議会)」により作成。

投資部門別株式売買比率(委託売買・株数ベース)の推移(三市場計)



(備考)東京証券取引所「投資部門別株式売買高」より作成

## 各種の資産と課税関係

		定期的な収益		譲渡等による収益		備考	
株式	配当	総合課税 〔20%源泉徴収〕 配当控除 少額配当の場合、申告不要あり		譲渡益 (売値 - 買値)	申告分離課税(注1) (2.6%)	個人株主数 約3000万人(延べ数) (実数約700万人(推計))	
					源泉分離課税 (売値 × 1.05%)		
預貯金	利子	源泉分離課税 (2.0%)		(対角線)		個人の預貯金口座数 約15億口座(延べ数)  老人マル優等あり	
公社債	利子						
投資信託	公社債投信						収益の分配
	株式投信						収益の分配
商品先物			売買差金	申告分離課税 (2.6%)	委託者数 約10万人 (約95%が個人)		
保険			保険金 (保険金 - 掛金)	総合課税 (一時所得)	(生保控除適用者数) 約3,600万人(11年分) (損保控除適用者数) 約2,000万人(11年分) } (注2)		
不動産(土地)	不動産所得 (= 地代収入 - 必要経費)	総合課税	譲渡益 (売値 - 買値)	短期 長期	総合課税 (上乗せ方式)  分離課税 (2.6%)	譲渡件数 98万件(11年度)  収用等の特別控除あり	

(注1) 長期所有株式の少額譲渡益非課税制度(改正案)あり

(注2) 税務統計「民間給与の実態(生保控除3,004万人、損保控除1,563万人)」、申告所得税の実態(生保控除623万人、損保控除460万人)の単純合計である。

## 利子課税制度の概要

	概 要	
	所 得 税	住 民 税
預金及び公社債の利子、合同運用信託、公社債投資信託等の収益の分配等	源泉分離課税 (15%の源泉徴収)	[住民税5%]

## 少額貯蓄非課税制度等の概要

区 分	対 象	内 容	非課税限度額	1人当たり貯蓄額
老人等の少額貯蓄非課税制度 (マル優)	老人等	預貯金、貸付信託、公社債、一定の証券投資信託の利子等	元本350万円	196万円 (10年3月末)
老人等の少額公債非課税制度 (特別マル優)	老人等	国債及び公募地方債の利子	額面350万円	164万円 (10年3月末)
老人等の郵便貯金非課税制度	老人等	郵便貯金の利子	元本350万円	295万円 (12年3月末)

- (備考) 1. 「老人等」とは、65歳以上の人、障害者、遺族基礎年金を受けている妻、寡婦年金を受けている者等をいう。  
 2. 昭和63年4月に少額貯蓄・少額公債・郵便貯金の各非課税制度が、現行の老人等に対する利子非課税制度に改組された。

## 配 当 課 税 制 度 の 概 要

区 分	概 要	
	所 得 税	住 民 税
利益の配当・剰余金の分配等	総 合 課 税 ( 20% の 源 泉 徴 収 )	総 合 課 税
発行済株式総数の5%未満の株式に係る配当で1回の支払配当の金額が25万円(年1回50万円)未満のもの	源 泉 分 離 選 択 課 税 ( 35% の 源 泉 徴 収 )	
1回の支払配当の金額が5万円(年1回10万円)以下のもの	確 定 申 告 不 要 ( 20% の 源 泉 徴 収 )	非 課 税

### 配当控除

個人が総合課税の配当所得を有する場合には、次の金額を「配当控除」として税額控除する。

課税総所得金額等が 1,000万円以下の部分	その配当所得の10% (所得税)、 2.8% (住民税)
課税総所得金額等が 1,000万円超の部分	その配当所得の5% (所得税)、 1.4% (住民税)

## 株式等譲渡益課税制度の概要

区 分	概 要
上 場 株 式 等 { ・ 上場株式 ・ 店頭登録株式 等 }	<p>次の申告分離課税又は源泉分離課税のいずれかを選択</p> <p>① 申告分離課税            譲渡益×20%（住民税を含め26%）            （注1）所有期間1年超の上場株式、店頭登録株式等の譲渡（平成13年10月1日から平成15年3月31日までの間）については100万円の特別控除（長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度）<b>（改正案）</b>            （注2）公開前から3年超保有していた株式を公開後1年以内に売却した場合：譲渡益の2分の1に対して課税（実質13%）            （いわゆる創業者利益に対する優遇措置）</p> <p>② 源泉分離課税〔13.3.31廃止⇒2年延長：15.3.31廃止〕            譲渡代金×5.25%（転換社債は2.5%、信用取引はその差益）            を所得とみなし、20%源泉徴収で課税（住民税非課税）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>所得 = 譲渡代金 × 5.25%</p> <p>税額 = 所得 × 20%</p> <p style="padding-left: 20px;">= (譲渡代金 × 5.25%) × 20%</p> <p style="padding-left: 20px;">= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">譲渡代金 × 1.05%</span></p> </div>
その他の株式等	申告分離課税 譲渡益×20%（住民税を含め26%）

主要国における利子、配当、キャピタルゲイン課税

		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
利子課税	課税方式	総合課税 (15~39.6%+地方税)	総合課税 (10、20、40%)	総合課税 (19.9~48.5%+連帯付加税)	総合課税又は源泉分離課税
	源泉徴収	なし (納税者番号を申告しなかった場合31%で源泉徴収)	あり (税率20%)	あり (税率30%)	源泉分離課税の場合 (税率25%)
配当課税	課税方式	総合課税 (15~39.6%+地方税)	総合課税 (10、32.5%)	総合課税 (19.9~48.5%+連帯付加税)	総合課税 (8.25~53.25%)
	源泉徴収	なし (納税者番号を申告しなかった場合31%で源泉徴収)	なし	あり (税率25%)	なし
株式譲渡益課税	課税方式	総合課税 長期：10%、20%+地方税 短期：15~39.6%+地方税 ・ ニューヨーク州：4~6.85% ・ ニューヨーク市：2.907~3.648%	総合課税 (10、20、40%)	一定のものを除き非課税 投機売買等については総合課税 (19.9~48.5%+連帯付加税)	申告分離課税 (26%)
貯蓄等に係る特例			個人貯蓄勘定 対象：株式、預金、生命保険 措置：勘定の利子、配当、キャピタル・ゲインは非課税 拠出限度：年7,000ポンド	貯蓄者控除制度 対象：預金、株式等 措置：利子・配当に対する所得控除 限度：年3,000マルク (夫婦合算の場合は6,000マルク)	非課税貯蓄制度 対象：貯蓄金庫の一定の預金等 措置：利子非課税 預入限度：総額10万フラン (貯蓄金庫) 株式貯蓄プラン 対象：株式 措置：一定の株式運用口座のキャピタル・ゲインに対する税率は、2年未満保有は32.5%、2年以上5年未満保有は26%、5年以上保有は10%。プラン内で再投資されれば配当非課税 拠出限度：総額60万フラン

(備考) 1ドル=108円、1ポンド=159円、1マルク=49円、1フラン=15円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成12年6月から平成12年11月までの実勢為替相場の平均値)

## 株式譲渡益課税の国際比較

	日 本		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	いずれかの方式を選択		総合課税	総合課税	一定のものを除き 非課税  〔 投機売買等 については 総合課税 〕	申告分離
	申告分離	源泉分離				
税率	20% + 住民税 6%	みなし譲渡益 に対し20%(住 民税非課税)  ↓ 売値 × 1.05%	15 ~ 39.6% + 地方税  〔 12ヶ月超保有は 10%、20% + 地方税 (注) 〕	10、20、40%	19.9 ~ 48.5% + 連帯 付加税 (税額の5.5%)	26%
非課税限度等	(改正案) 年間の譲渡益 100万円が非 課税(長期保有 上場株式等)	/	なし	土地等の譲渡益と合 わせて7200ポンド(約 110万円)が非課税	他の投機売買所得と 合わせて1,000マルク (約5万円)が免税(超 えれば全額が課税)	年間の売値5万フラン (約80万円)が免税 (超えれば全額が課 税)
譲渡損失の繰越控除	不可	/	可	可	不可	可
譲渡損失の損益通算	不可	/	可(土地等含め 3000ドルを限度)	不可	不可	不可

(注) アメリカのニューヨーク市の場合 28%程度(12ヶ月超保有の場合)

主要国の配当に係る負担調整に関する仕組み（未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
法人段階	法人税率 30%	法人税率 35% (最高税率)	法人税率 30%	法人税率 25% [税額の5.5%の付加税]	法人税率 33 1/3% [税額の6%の付加税]
個人株主段階における法人税と所得税の調整方式	部分的調整(配当税控除方式)	全く調整しない	部分的調整(インピュテーション方式)	完全調整(インピュテーション方式) * 2001 年未だ廃止  (注)2002 年1月からは完全調整から部分調整(受取配当の1/2を株主の課税所得に算入する方式)に移行	完全調整(インピュテーション方式)
法人間配当	[持株比率] [益金不算入率] 25%未満 . . . 80% 25%以上 . . . 100%	[持株比率] [益金不算入率] 20%未満 . . . 70% 20%以上80%未満 80% 80%以上 . . . 100%	全額益金不算入	インピュテーション方式 (個人株主段階と同じ調整) * 2001 年未だ廃止  (注)2002 年1月からは全額益金不算入。	原則インピュテーション方式 (部分的に調整)

(注) 1. 日本では、国税と同様に地方税において配当税控除方式により、個人住民税と法人住民税の調整を部分的に行っている(控除率：課税総所得1千万円以下2.8%、1千万円超1.4%)

2. インピュテーション方式とは、受取配当のほか、受取配当に対応する法人税額の全部又は一部に相当する金額を個人株主の所得に加算し、この所得を基礎として算出された所得税額から、この加算した受取配当に対応する法人税の金額を控除する方式のことを言う。

3. ドイツとフランスにおいては、法人税付加税が課されているが、インピュテーション方式による計算上、付加税分については調整が行われない。

# ドイツの株式市場と税制 (未定稿)

## ドイツの株式市場の動向

----- 1990年代の後半、株価は総じて右肩上がりで推移

- ・アメリカの株価との連動性  
株式投資の対象の多くは外国株 (1999年 : 77%)
- ・規制緩和や市場整備、金融制度改革の実施  
ドイツテレコム株式公開  
ニアマーケット (新興成長企業向け市場) の創設等

(注) 1990年代には証券関係税制の大きな改正は行われていない

## ドイツの株式譲渡益課税

伝統的に株式、土地等の譲渡益は原則非課税  
(投機売買 (保有期間 1年以下の株式売買) 等の譲渡益は課税)

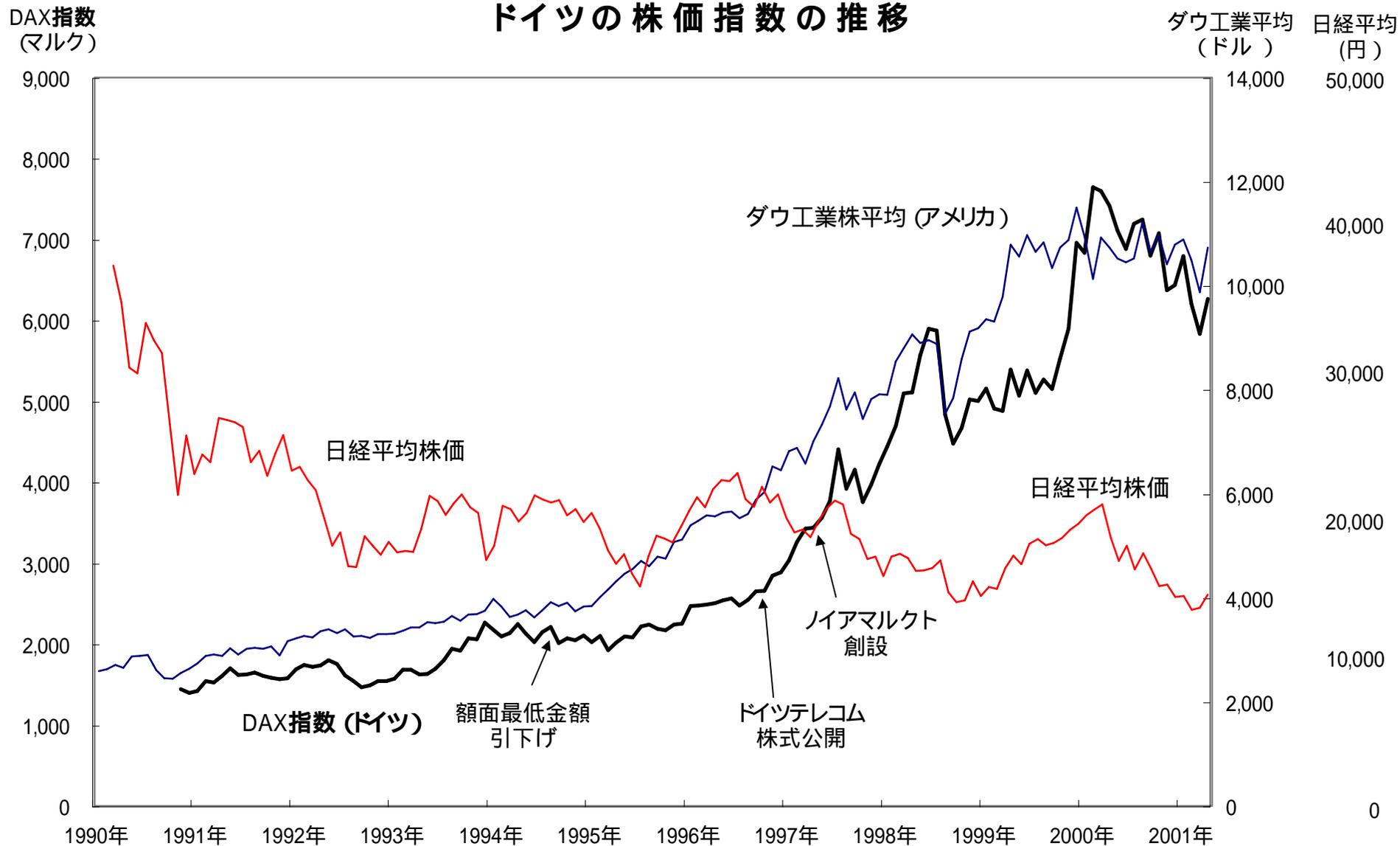


(ドイツの所得税の考え方)

- ・経常的に発生する収益 ----- 所得と捉える
- ・一時的に発生する収益 ----- 所得と捉えない

- ・他の主要国とは異なり制限的所得概念に基づく
- ・株式投資を政策的に優遇するものではない

# ドイツの株価指数の推移



上場企業数 (1999年)		
	日本	ドイツ
国内企業	1892社	933社
外国企業	43社	7682社

(注) 指数の値は月末の終値。

## ドイツにおける株式投資について

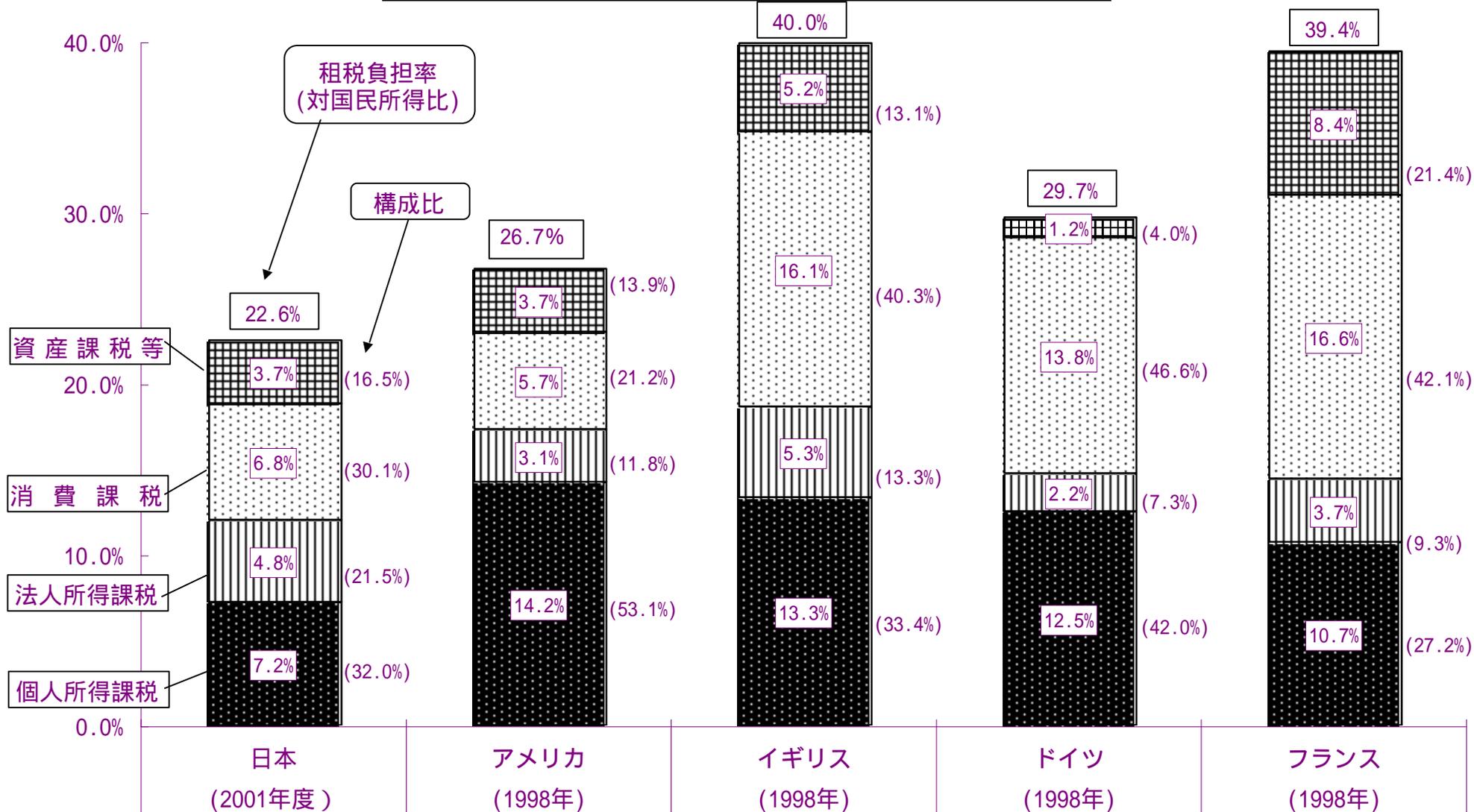
(億マルク)	投資対象		投資主体							非居住者 による 投資
	国内株	外国株	居住者 による 投資	非金融 部門			金融 機関			
				家計	企業	銀行	投信・ 保険			
								金融 機関	銀行	
1991	178	246	412	285	5	270	127	16	112	12
1992	223	164	471	145	9	149	326	85	241	-84
1993	249	212	374	100	66	23	274	123	151	87
1994	393	280	665	261	120	82	405	89	316	7
1995	400	255	688	345	-34	271	343	139	203	-33
1996	405	452	740	320	105	211	421	181	240	117
1997	312	1,007	1,124	242	80	266	882	140	742	195
1998	1,073	1,996	2,047	728	80	846	1,319	198	1,121	1,022
1999	744 [23%]	2,484 [77%]	2,207 [68%]	1,028 [32%]	170 [5%]	993 [31%]	1,179 [37%]	567 [18%]	612 [19%]	1,020 [32%]

(注) 1999年の供給 (需要) の合計額: 3,228億マルク

(出典) ドイツ ブンデスバンク資料

# 租税負担率の内訳の国際比較（国税+地方税）

わが国の租税負担率は主要先進國中、最も低い水準にあります。特に個人所得課税と消費課税の負担率が低いことが特徴です。

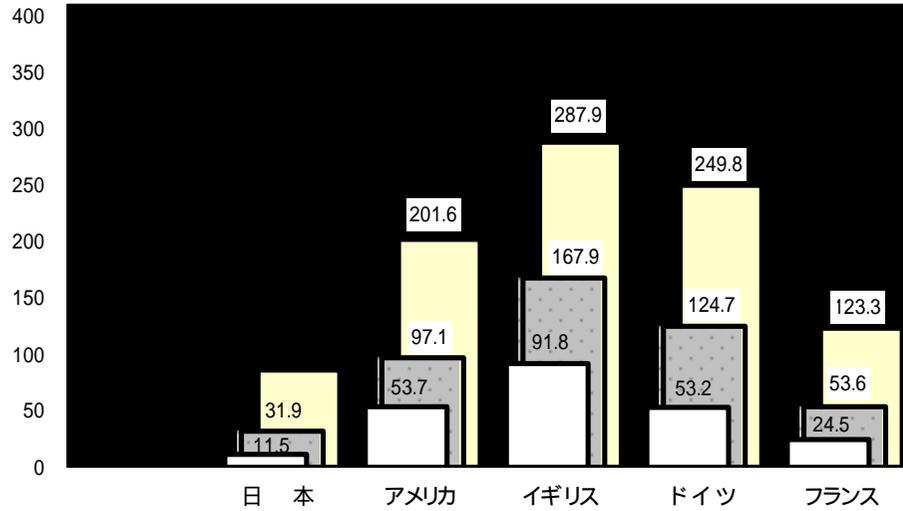


- (注) 1. 日本は13年度当初予算案ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-1999 (OECD)」等により作成。  
 2. 所得課税には資産性所得を含む。  
 3. 日本の法人所得課税の租税負担率(4.8%)の内訳は国税3.0%、地方税1.8%。

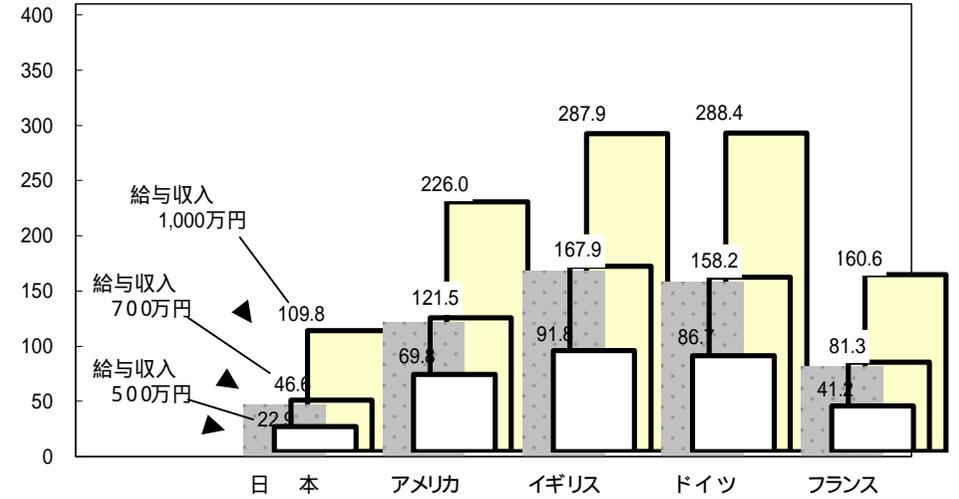
# 給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較

(単位: 万円)

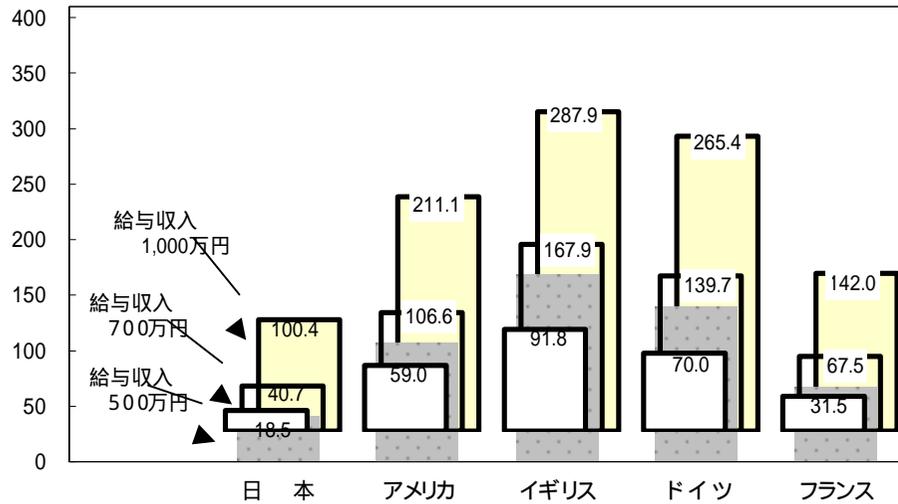
## 夫婦子2人



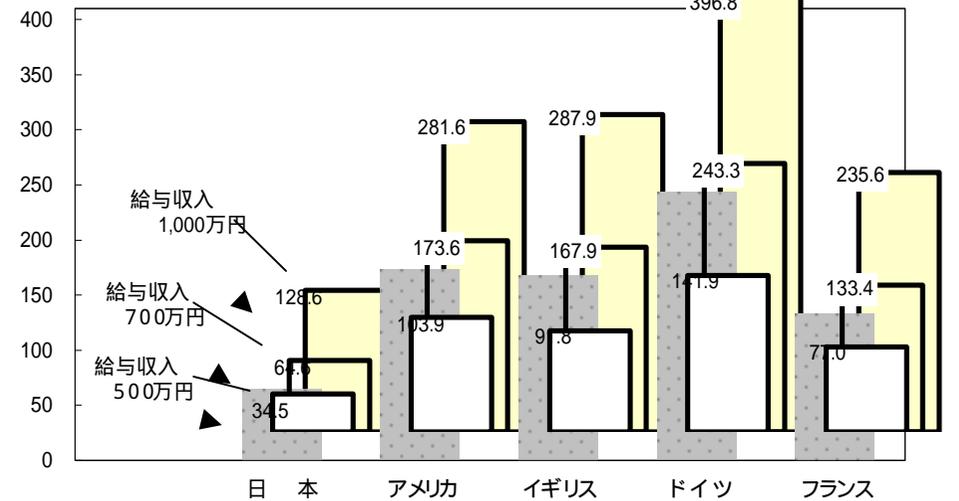
## 夫婦のみ



## 夫婦子1人

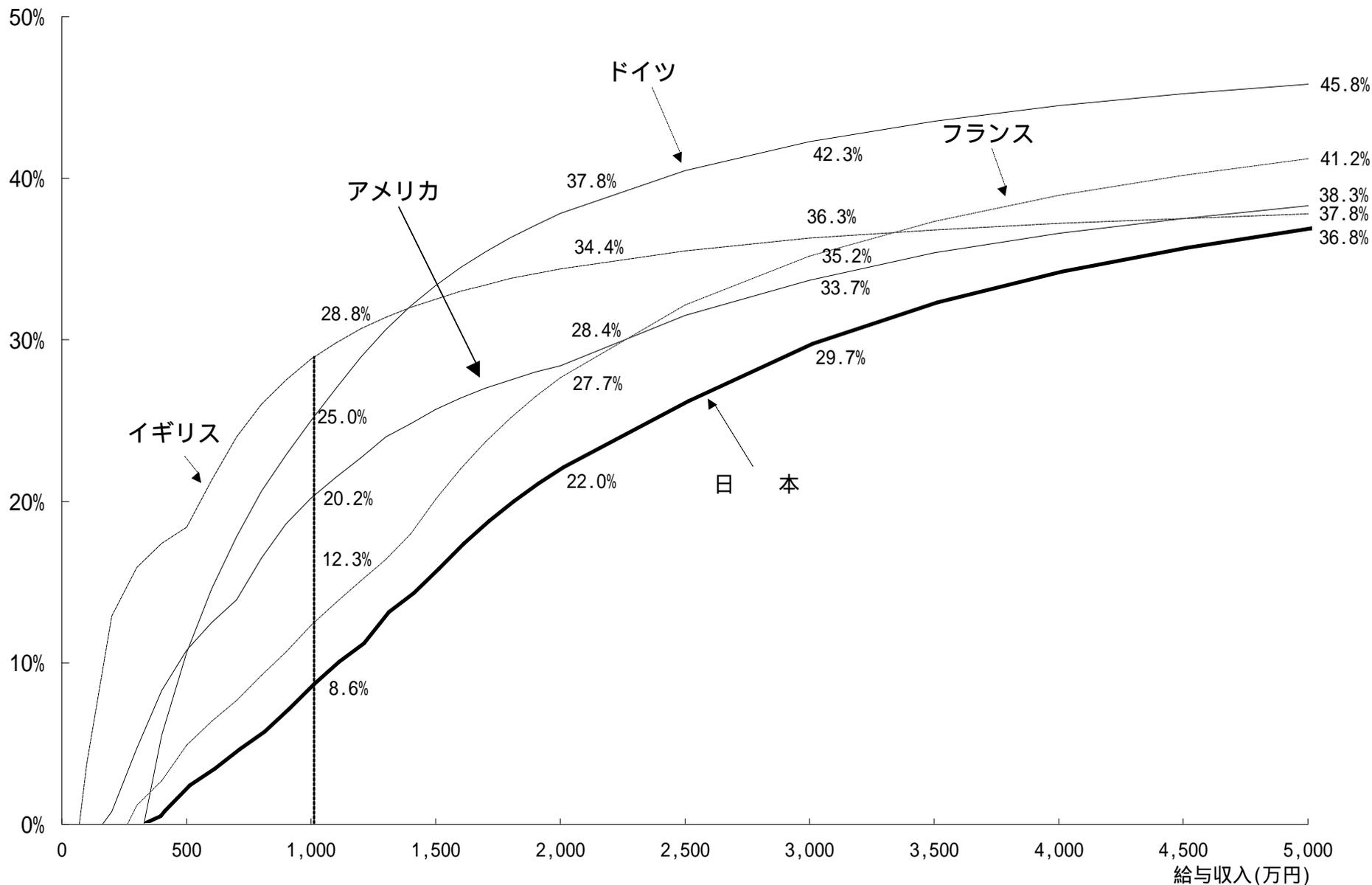


## 独身



- (注) 1. 日本は夫婦子2人の場合は、子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。  
 2. アメリカは夫婦子1人の場合は、その子を、夫婦子2人の場合は子のうち1人を17歳未満としている。  
 3. ドイツは夫婦子1人の場合は、その子を、夫婦子2人の場合は子のうち1人を16歳未満としている。  
 4. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。  
 5. 邦貨換算レートは次のレートによる。1ドル= 108円、1ポンド= 159円、1マルク= 49円、1フラン= 15円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成12年6月から平成12年11月までの実勢相場の平均値)

## 所得税・個人住民税の実効税率の国際比較（夫婦子2人の給与所得者）



- (注)1. 日本は子のうち1人は特定扶養親族に該当し、アメリカは子のうち1人を17歳未満、ドイツは子のうち1人を16歳未満として計算している。  
 2. 換算レートは、1ドル=108円、1ポンド=159円、1マルク=49円、1フラン=15円。  
 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成12年6月から平成12年11月までの実勢相場の平均値)  
 3. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円、3,000万円及び5,000万円の場合の各国の実効税率である。